

法務省民一第2379号
令和6年10月31日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局民事第一課長
(公 印 省 略)

住民基本台帳事務の処理に当たり他市区町村の戸籍情報を参照する必要がある場合の取扱いについて（通知）

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に定める住民基本台帳事務の処理に当たり他市区町村の戸籍情報を確認する必要がある場合、戸籍法（昭和22年法律第224号）第120条の2第1項第2号に基づく請求（以下「庁内公用請求」という。）を活用することが考えられます。

庁内公用請求は公文書で行われる必要があるところ、住民基本台帳事務と戸籍事務とを同一課内で取り扱っている市区町村が多く、同一市区町村の同一課内で請求から交付までの手続が完結するという特質を踏まえると、住民基本台帳事務の処理のための庁内公用請求の方法については、一定程度柔軟な取扱いを認めても差し支えないものと考えられます。

については、住民基本台帳事務の処理のため戸籍情報を確認することを目的として庁内公用請求を行う場合には、下記のとおり取り扱って差し支えないものとしますので、これを了知の上、貴管下支局長及び管内市区町村長に周知方取り計らい願います。

なお、本通知の内容については、総務省自治行政局住民制度課と協議済みですので、念のため申し添えます。

記

1 戸籍証明書の請求様式について

別紙又は別紙に準じた様式によるものとし、以下の点に留意すること。

(1) 本様式は請求部局と戸籍事務担当部局を往復して使用することを想定しており、追記して記載することが可能である。

(2) 相互牽制の観点から、各市区町村の規定において定める者の確認を事前又は事後に受け、その結果を確認欄に記載するものとする。

2 本人確認について

戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号。以下「規則」という。）第73条の2第2項に従って、現に請求の任に当たっている者の氏名及び所属機関、住所又は生年月日を確認し、確認の結果については必ず様式に記録しておく必要がある。

なお、規則第11条の2第1号に定める書類1点で確認できない場合には、2点以上を提示させ、その組合せにより確認することで差し支えない。

3 回答の方法等について

庁内公用請求に対する回答の方法は、戸籍全部事項証明書等の交付に限らず、戸籍事務担当者が戸籍情報を参照して直接確認することができる事項（筆頭者との続柄等）を様式に記載することにより回答しても差し支えない。

なお、相続権の有無等戸籍情報に基づく法的な判断を要する事項については、回答することはできない。

4 請求様式の保存期間について

最終の請求事項を記載した日が属する年度（1月1日から12月31日まで）の翌年から3年保存するものとする（平成20年4月7日付け法務省民一第1000号法務省民事局長通達第1の5(3)参照）。

戸籍証明書等の請求書(戸籍法第120条の2第1項第2号)

令和 年分

		請求部局記載欄					戸籍事務担当部局記載欄				
		市長 殿 以下のとおり、戸籍証明書等を請求する。 事務の種類:住民基本台帳事務 戸籍の記載事項の利用の目的:住民票の写しの交付事務及び住民票の記載事務のため 根拠となる法令の条項:住民基本台帳法第34条 市市民課長 (公印省略)					市市民課長 殿 左記のとおり請求があった件について、以下のとおり回答する。 市長 (公印省略)				
No	日付	戸籍の表示(本籍、筆頭者)	対象者(氏名、生年月日)	請求の内容	取扱者	確認	日付	回答	証明の内容	本人確認の結果	取扱者
1				全部事項証明書の交付 対象者と()の続柄 の証明 住民票記載内容の相違確認(別添参照) 聴聞内容の確認(別添参照) その他 ()				別添のとおり 右欄のとおり 記載内容に 相違ない		職員証 個力 運免 その他 ()	
2				全部事項証明書の交付 対象者と()の続柄 の証明 住民票記載内容の相違確認(別添参照) 聴聞内容の確認(別添参照) その他 ()				別添のとおり 右欄のとおり 記載内容に 相違ない		職員証 個力 運免 その他 ()	
3				全部事項証明書の交付 対象者と()の続柄 の証明 住民票記載内容の相違確認(別添参照) 聴聞内容の確認(別添参照) その他 ()				別添のとおり 右欄のとおり 記載内容に 相違ない		職員証 個力 運免 その他 ()	
4				全部事項証明書の交付 対象者と()の続柄 の証明 住民票記載内容の相違確認(別添参照) 聴聞内容の確認(別添参照) その他 ()				別添のとおり 右欄のとおり 記載内容に 相違ない		職員証 個力 運免 その他 ()	
5				全部事項証明書の交付 対象者と()の続柄 の証明 住民票記載内容の相違確認(別添参照) 聴聞内容の確認(別添参照) その他 ()				別添のとおり 右欄のとおり 記載内容に 相違ない		職員証 個力 運免 その他 ()	

戸籍証明書等の請求書(戸籍法第120条の2第1項第2号)【記載例】

令和6年分

請求部局記載欄						戸籍事務担当部局記載欄					
市長 殿 以下のとおり、戸籍証明書等を請求する。 事務の種類:住民基本台帳事務 戸籍の記載事項の利用の目的:住民票の写しの交付事務及び住民票の記載事務のため 根拠となる法令の条項:住民基本台帳法第34条 市市民課長 (公印省略)						市市民課長 殿 左記のとおり請求があった件について、以下のとおり回答する。 市長 (公印省略)					
No	日付	戸籍の表示(本籍、筆頭者)	対象者(氏名、生年月日)	請求の内容	取扱者	確認	日付	回答	証明の内容	本人確認の結果	取扱者
1	4/1	東京都千代田区平河町一丁目10番地 甲野 義太郎	甲野 英助 平成24年5月1日	全部事項証明書の交付 対象者と(信夫)の続柄の証明 住民票記載内容の相違確認(別添参照) 聴聞内容の確認(別添参照) その他 ()	住民太郎	印	4/1	別添のとおり右欄のとおり記載内容に相違ない	長男	職員証 個力 運免 その他 ()	戸籍花子
2	4/3	東京都中央区日本橋室町一丁目1番地 若佐 鉄吉	若佐 啓太郎 平成4年11月2日	全部事項証明書の交付 対象者と()の続柄の証明 住民票記載内容の相違確認(別添参照) 聴聞内容の確認(別添参照) その他 ()	住民梅子	サイン	4/4	別添のとおり右欄のとおり記載内容に相違ない		職員証 個力 運免 その他 (職員証 写真なし)	戸籍次郎
3	4/5	東京都千代田区平河町一丁目8番地 乙原 信吉	乙原 みち 生年月日 不明	全部事項証明書の交付 対象者と()の続柄の証明 住民票記載内容の相違確認(別添参照) 聴聞内容の確認(別添参照) その他 ()	住民花子	サイン	4/5	別添のとおり右欄のとおり記載内容に相違ない		職員証 個力 運免 その他 ()	戸籍梅子
4				全部事項証明書の交付 対象者と()の続柄の証明 住民票記載内容の相違確認(別添参照) 聴聞内容の確認(別添参照) その他 ()				別添のとおり右欄のとおり記載内容に相違ない		職員証 個力 運免 その他 ()	
5				全部事項証明書の交付 対象者と()の続柄の証明 住民票記載内容の相違確認(別添参照) 聴聞内容の確認(別添参照) その他 ()				別添のとおり右欄のとおり記載内容に相違ない		職員証 個力 運免 その他 ()	